

第八回 国会衆議院

通商産業委員会議録 第五号

昭和二十五年七月二十一日(金曜日)

午後二時十五分開議

出席委員

委員長 小金 義照君

理事 阿左美廣治君
理事 中村 幸八君

理事 河野 金昇君
理事 今澄 勇君

今泉 貞雄君
江田 斗米吉君

小川 平二君
神田 博君

濱谷 雄太郎君
永井 要造君

田中 彰治君
中村 純一君

南 好雄君
河本 敏夫君

高橋 清治郎君
田代 文久君

小平 忠君
出席国務大臣 福田 一君

村上 勇君
出席政府委員 横尾 龍君

中村辰五郎君
出席産業政務次官 首藤 新八君

通商産業事務官 横尾 龍君

（通商鐵鋼局長）
（通商産業事務官
（資源庁総務課長）
委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

中小企業対策に関する請願（水谷長三郎君紹介）（第一号）
横浜鐵道製品検査所川俣支所の本所昇格並びに小高支所設置促進の請願（大内一郎君紹介）（第二号）
木材防腐加工処理の法制化に関する請願（木村公平君紹介）（第七九号）
北海道特産品を取引所上場商品に指

出席委員

出席國務大臣

同日

中小商工業振興対策強化に関する陳情書（仙台市宮城県議会議長桃沢敬之助）（第一号）

信用保証制度の法制化等に関する陳情書（福島市福島県議会議長蓮沼龍輔）（第一二号）

横浜鐵道製品検査所川俣支所を本所に昇格等の陳情書（福島市福島県議長蓮沼龍輔）（第一三号）

福島県絹、人絹織物協同組合に対し商工中央金庫より資金貸付の陳情書（福島市福島県議長蓮沼龍輔）（第一四号）

信用保証制度の法制化の陳情書（岡山市岡山県商工団体連合会長伊原木伍朗）（第三二号）

中小企業対策に関する陳情書（東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会長代理金刺不二太郎）（第三三号）

（大阪市大阪市議会議長田村敬太郎）（第五五号）

を本委員会に送付された。

定並びに小樽市に商品取引所設置の請願（吉米地英後君紹介）（第八〇号）

電気事業分割反対に関する請願外一件（佐々木更三君紹介）（第八一號）

同（庄司一郎君紹介）（第八二号）

復元又は新規の無登録織機設置許可に關する請願（大野伴睦君外三名紹介）（第一一三号）

の審査を本委員会に付託された。

○小金委員長 これより通商産業委員会を開会いたします。

日本製鉄株式会社法廃止法案（内閣提出第三号）

特別鉄害復旧臨時措置法の施行に関する件

する件

同様

本日の会議に付した事件

す。

○鷹野(金)委員 そうすると政務次官の考え方としては、解除になつた場合に別会社をつくるということよりも、今の帰属のままでやつて行きたい、そういうふうに承りましたが、それでよろしくうございませんか。

○首藤政府委員 その通りであります。

○小金委員長 これにて補充質問は終りました。

引続き本案を議題といたしまして、討論に付します。小川平二君。

○小川平二委員 自由党を代表して本案に賛成の意を表します。

本法案は集中排除法及び企業再建整備法によつて、日鉄が本年三月末日限り解散し、第二会社が発足するに至りました結果、日本製鉄株式会社法は存続の意義を失うに至りましたため、その廃棄を規定し、同時に伴う経過的措置を講ぜんとするものであります。その経過的措置の主たるものは、官営八幡製鐵所から引継いだ従業員の退職手当に関するもの、第二に第二会社に対し從来日鉄に対して適用せらるべき制度を規定するもの、第三に第三会社に対する適用せらるべき制度を規定するものであります。このうち退職手当に関する問題には二つあります。一つは日鉄法によつて官営八幡製鐵所から引継いだ従業員が退職いたしました場合には、兩社の在職期間を清算して退職手当を支給し、政府が負担すべき分は政府の持株に対する配当金から控除することとなつておりますが、途中で配当がなくなり、日鉄がかつてこれを支払いましたために生じた損失約三百万円を、政府において補償せんとするもの

であります。

第二の点は、官営八幡製鐵所から日鉄へ、さらに日鉄解散によつて第二会社へ引継がれる従業員は、企業再建整備法によつて、官営八幡製鐵所時代の在職期間が清算されない。かつ第二会社へ引継がれる際、退職金の支給ができないことになつておりますために、

日鉄法の廃止によつて失われるこれらの既得権に対する救済手段として、官営製鐵所在職期間に対応する退職手当を、この際日鉄から支払わせ、この金額約四百万円を政府が補償しようとするものであります。また一般担保制度

適用に関しましては、日鉄が社債を発行する場合には、一般担保制度が適用せられておつたのであります。また一般担保制度

適用に関しましては、日鉄が社債を発行するにつきましては、工場團を組成する必要があります。また一般担保制度

会社にはこれが適用せられないため、第二会社にはこれが適用せられないため、第一会社にはこれが手続

合理化資金調達等のために社債を発行する。従つて財團が設定されるまでの間に、これら第一会社に対する一般担保制度を認め、同時に見返り資金及び

保証制度を認め、第一会社にはこれが手続

合金貸付金についても同様の措置をとる。従つて財團が設定されるまでの間に、これら第一会社に対する一般担保制度を認め、同時に見返り資金及び

保証制度を認め、同時に見返り資金及び

退職手当に関する問題には、

日鉄会社創立の際に、将来無配当の場合をも生ずることを予想して、これに対する措置をあらかじめ講じておくべきが当然ではなかつたかといふことも当然考へられるのであります。今回の法案においてこれに対する措置を具体的に規定しましたことは、きわめて至当のことであると存するのであります。一般担保制度の問題に關しましては、一方において資金が調達の強要なもの

請が存在する。他面刻下の金融事情の

もとにおきましては、資本が困難である、あるいは不可能であるために、資金の調達はもつばら社債に仰がなくてはならない以上、これまでやむを得ない措置であると言わなければならぬと存するのであります。かような見地

から見まするとき、本法案の規定するところの措置はいずれも必要やむを得ざるものであると考えられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

この際関連いたしまして特に一言いだしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

ら従業員に対し、十分の理解と同情の

ある措置を講ずる意思を持つておられることが判明いたしましたので、一応これに信頼いたしまして、すみやかにこれを具体化せられるよう強い希望を付しまして、本法案に賛成いたすものであります。

○小金委員長 次は高橋清治郎君。

川委員から申し述べられました通り、川委員から申し述べられました通り、これに賛意を表するものであります。この法案に対する賛意を表するものであります。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

たしておきたいことは、日鉄法施行令に規定したことは、やむを得ざるものとし得ざるものであると考へられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございます。

れを次期国会に提出することを条件とする旨を表す次第でございます。

○小金委員長 次は田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本案に反対するものである方向から、そうされつあるといいます。その反対の理由は、單に條文上の問題ではなくして、日本の鉄鋼生産というものが、日本の全国民経済の立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつあるといいます。これは平和産業の発展という観点からして、それに對する政府側の答弁によつても、それがはつきりいたしてあります。

たしまして、今までの委員会で質問いたしました、それに対する政府側の答弁によつても、それははつきりいたしてあります。

たしまして、本案に反対するものである立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつあるといいます。これは平和産業の発展という観点からして、それに對する政府側の答弁によつても、それははつきりいたしてあります。

たしまして、本案に反対するものである立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつあるといいます。これは平和産業の発展という観点からして、それに對する政府側の答弁によつても、それははつきりいたしてあります。

たしまして、本案に反対するものである立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつあるといいます。これは平和産業の発展という観点からして、それに對する政府側の答弁によつても、それははつきりいたしてあります。

たしまして、本案に反対するものである立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつあるといいます。これは平和産業の発展という観点からして、それに對する政府側の答弁によつても、それははつきりいたしてあります。

たしまして、本案に反対するものである立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつあるといいます。これは平和産業の発展という観点からして、それに對する政府側の答弁によつても、それははつきりいたしてあります。

たしまして、本案に反対するものである立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつあるといいます。これは平和産業の発展という観点からして、それに對する政府側の答弁によつても、それははつきりいたしてあります。

たしまして、本案に反対するものである立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつあるといいます。これは平和産業の発展という観点からして、それに對する政府側の答弁によつても、それははつきりいたしてあります。

たしまして、本案に反対するものである立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつあるといいます。これは平和産業の発展という観点からして、それに對する政府側の答弁によつても、それははつきりいたしてあります。

リスなどの鉄鋼産業とは違つておるの
であります。そういう事情を考慮する
ことが、われわれにとりましては決定
的に重要な意味を持つのであります。
しかるに現在の政府のとつておる鉄鋼
産業に対する政策といふものは、この
基本線からほんの少くそれつがあるので
ある。たとえば委員会の答弁によりま
しても、開港税のような非常に安い超
粘結炭を輸入することは、これを押え
ると、答弁によりますと、それは質が落ち
るものであります。

て来る道を開いたのであるということを私たちは主張し、警告を発したのであります。が、今やこの日鉄法が廢止されると、いうことになりますと、名実ともに外国の資本家が日本の鉄鋼産業の株式を自由自在に持つていいということがになつて来たのであり、また技術の導入にいたしましても、あるいは外資の導入にいたしましても、それには明らかに自主性のないひものついた形で、これがなされて来つつあるという危険が明らかに出て、るものであつまし

したけれども、それは何ら具体的な根柢はないのでありますて、事実は日本の大鉄鋼業はごく最近まで頭打ちはなつておつて、四苦八苦の状態になつておつたのであります。日鉄法の一部改正法にありましたその提案理由といつしましても、政府がそういう株式をたくさん持つているということは非常に財政的に困難するということが理由になつておつたのであります。そういふ点からいたしましても、これを十分育成し効率すると、う線からでま

が現在の手であるということをはつきり答弁されたのでありますて、あくまでも平和産業で行かなければならぬこの鉄鋼産業というものが、今や戦時經濟へはつきり切りかえられたと云うことが言えるのであります。すなはち戦争をやめねばならない、戦争反対主義といふ立場を強調しなければならぬのもかかわらず、むしろ實際的に経済面からこれに具体的な裏づけとして、どんなん参加して行くという手が打たれ

その多年の労働に対する報酬と言ひ
とができますか。少くとも現在日
鉄の労働者諸君は、三十万円から三
六万円見当二十五箇年間の勤務に対し
まして要求されておりますけれども、
私はこれすら少しきに失するのではない
かと思う次第でありますて、そういうう
あらゆる面から申しまして、日本共産
党はこの案に対しまして徹底的に反対
する次第であります。

1
1

ありますと、必ずしもそうではないの
けれども、私たちが調査したところに
よりますと、必ずしもそうではありません
でありますて、「一トン十一ドルで入る
ような安い開灘炭を押えて、それよりも
五割も八割も高いような外国の石炭
をなぜわざわざ入れねばならないの
か。この点におきましても私たちは非
常に理解ができない。あるいはまた鉱
鉱石においてもそうです。鉱鉱石
石の輸入などにおいても、これは近い
中国には非常に安い鉱鉱石があるのでは
ありません、そういう意味から申しま
しても中日貿易ができるだけ早く成就
するようを持つて行き、そうしてそな
いう原鉱を入れるという方策を持つて
行くのが政府の政策であるにもかかわ
らず、そういう努力が十分なされてい
るということは言えないのでありますと
す。また、第二番目におきましては、
第六回国会におきまして日鉄株の一部を
改正するということになりました、政
府手持の株を全部民間に放出するとい
う形をとり、先ほど申しました日本の
資本がどん／＼日本の鉄鋼産業に入っ

で、こうした点から申しましても、私たちは日本の正常なる鉄鋼産業の発展から申しましても、政府の政策が非常に間違っているということを断言せざるを得ないのである。結局いろ／＼質問いたしますと、この鉄鋼産業の合理化によって日本の鉄鋼産業を発展させる。一体どこにコストを下げるというようなねらいを持つて来るかというような問題におきましても、一番はつきり言えることは労働者の首を切る、あるいはまた労働賃金を安くする、労働強化をやるというようなことが端的に現在なされつある、これが合理化の実情であり、実際において政府が説明されましたのような形におきましての合理化といふものは現実上の問題からして大して進んでおらない、行き極んでいるということがはつきり言えるのである。そのことが非常に日本の鉄鋼産業が製品のコスト高となつて現われてゐる。昨日の答弁によりますと、日本の鉄鋼産業といふものは十分一本立で生きる、ベルギーあるいはドイツその他國のあらゆる鉄鋼産業と太刀打できるような状態にもう三年もすればなるよう確信するという御答弁がありま

くして、もとよりおつたのでありまして、いわゆる鉄鋼政策に対する政府の方策、といふものはまったく失敗している。ところが、朝鮮事変というものが勃発いたしまして、そうしてこれによりまして政府はほつと脅をついたような形になつてゐるのであります。すなわち基本的なそういう政策が終始一貫されたがために、鉄鋼産業が發展しつつあるというのではなくして、そういう朝鮮事変の勃発といふようなことを契機にして、それに便乗して鉄鋼産業が息を吹き返さんとしつつある。またこれをさせようとしておるというふうにも言えるのでありますて、これは明らかに先ほど申しました日本の鉄鋼産業の基本政策、これに反するものであり、またはなはだ危険なものであるといわざるを得ないのであります。昨日の答弁によりましても、首相は今度の朝鮮事変に対しまして、この連合国に協力する。それは精神的な形であるということを言われましたけれども、実際上におきまして、昨日も首藤次官の説明によりますと、そういう特需に対しましては、鉄鋼産業がどん／＼感じ

以上の点から申しまして、すなはて日本の大鉄鋼産業の自主性といふ問題、あるいはまた平和産業の育成发展とまして、これは、私たちはなはだ危険であると言わなければならぬのであります。
政府のこの施策、また日鉄を禁止する、その基本的な面から申しまして、こうしたあるべき方針が、こうした重要な政策に対する反対の方針をとりつづけるといふことがはつきりと見えるのであります。また従業員の退職金の問題であります。手打つことは当然でありますけれども、その金額はきわめて微々たるものであります。またそういう問題がこういう形で、またそのいふ問題がこういう形で、そのこと自体が政府の政策としましてこういう方向へ持つて行つた結果であります。事実この大鉄、八幡などの労働者の退職金なるものは、二十二五年間からだを骨にして働いて、ずかに十一万五千円余りであります。の得る退職金といふものが現行では、インフレの時代に、二十五年間働きまして十一万五千円余りもらつてゐる、あります。

農民協同党の態度は、基本的に反対ではありませんが、本会社が昭和二十三年二月八日、すでに過度経済力集中排除法によりまして、鉄鋼部門が分割の指令を受け、すでに本年三月末をもつて廃止の段階になつております現段階におきましては、警告づきをもつて本案に賛成をいたしたいのであります。簡単にその理由を申し上げますと、其本的には、日本の鉄鉱資源というものは御承知のように絶対量不足であります。特に戦前、戦時中、戦後を通じまして、強力なる統制下に、製鐵事業といふものに対し日本の産業復興のために各関係方面においてあらゆる努力をなして來たことは周知の事実であります。特に私は鉄鋼部門のごとき一つの日本の基本産業と申しますか、そこからいいう重要な方面におきましては、強くなる國家の助成、もつと簡単な言葉申し上げますならば、国自体が責任もつて、いわゆる官営の企業をもつてやらねばならぬという考え方方が結論に生れるわけであります。しかし私現段階において大きな反省してみるとあるのではないかと思う。と申し

ま思は的てをで力、つり力た某じりの基　本音ヲノルニ

実は官僚の都合のよい統制、簡単な言葉で言いますと、官僚統制この官僚統制に対しまして、中小企業なりあるいは農山漁村の眞の近代化、復興のためには、われわれは政府当局に対していろいろ意見を具申して参りました。しかしながら今までの誤れる官僚統制を、ここに思い切つて是正するという観点を考えてみまするならば、ここにこの行き方を民間企業に移して、その自由競争の中に、よりよき生産、よりよき配給に、一旦そういう機構に持つて行くと、そういう、そういう切りかえの対策も必ずしも悪くない、かように考へるのであります。そこで私が最初警告づきと申し上げましたのは、今日日本の置かれておりますところの立場、あるいは国際的事情、そういつたようなことを総合いたしまして、日本は今どういう点に重点を置かなければならぬかと、すなわち食糧の増産を期し、さらに工業を復興し、さらに日本の天然資源を可及的すみやかに増産して、日本を真に自給自足の態勢に持つて行くと、すなわち食糧の増産を期し、さらに工業を復興し、さらに日本の天然資源を開発、これにつきましては御承知のように北海道開発法が通過し、現に北海道開発庁が設置された、この大きな北海道の開発をする場合におきましても、鉄錳資源のこの面において持つ役割といふものは非常に大きな部門を担当するわけであります。その場合に、たまたま民間企業に移されたこの会社が、ややもすれば独占企業家によつて、これが自由に支配されるということにならぬことは、これまでの誤れる官僚統制によるものである。

間企業に切りかえて新発足する場合においてもやはりあくまでも現実に即応するところの配給統制、さらに価格統制といふものが維持されている。しかし私は今は今後において、この配給面、あるいは価格の面において、政府が民間企業に移されたこの会社の運営においても、従来のような官僚統制の行き方をここに根本的に是正をして、眞に中小企業あるいは農山漁村の開発、振興のために役立つような、この会社の発展をこころがつて、本案に対し警告を發しまして、賛成をするものであります。

○小金委員長 以上をもらまして討論は終局いたしました。引続き採決いたします。本案に御賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小金委員長 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

この際本案の委員会報告書の作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任を願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議なしと認めます。委員長に御一任いただいたものといたしまして、

商産業大臣

○横尾国務大臣　日本製鐵露止法案の提案をいたしましたるところ、暑い折柄にかかわらず御熱心に数日御討議いたしましたまして本日可決をしていただきましたことに対し厚く御礼を申し上

げます。

○小金委員長 次に特別鑑資復旧臨時措置法の施行に関する件を議題として調査を進めます。まず政府当局から本法の施行状況について御説明を願います。

○中政刑委員會總幹事就本件置法のその後の施行状況について御詒

明申し上げます。

しまして、去る五月の十二日に施行になつておひります。二七に基きまして寺

別鉱害復旧公社の設立手続を進めました。

で、五月の二十九日に登記は完了いたしております。なお法律の施行と同時に

に關係官がそれぐ現地に参りまして、法律の内容の説明と趣旨徹底をは

かりまして、できるだけすみやかに由
舊書の提出の三月三十日まで二話と確

詳書の提出の手續をすると、同書を進めております。ところがこの復旧公社

の運用であります、これに関連する
国庫補助金一千万円、これも前国会の

予算で認められておりますが、この復

日本在日体が、公団等の清算及び清算の暫定措置に関する法律、

これも前国会において成立しておりますが、この法律の適用を受けるといふ

解釈をとられまして、そのために復旧会計の事業予算そのものの空閒額こままで

公私の事業工算子のことを足りぬてか
国会に提出して承認を受けなければ事

業ができないというふうになります。従つて公社は設立いたしましたは

れども、現実にこの事業予算の支出ができない、従つて人員の補充等もできない。というかつこうになつております。これに対しまして、私どもの見解いたしましては、これは復旧公社といふ名称から申しましても、またこの公団等云々の法律の適用を受けるものは別表に書かれであるといふうな関係からいたしましても、この法律の適用を受けないのだ、従つて一千万円の予算はすでに使えるのだという見解をとつておりますが、この点がどうしても関係方面との折衝が通りませんので、やむを得ず本國会に、今の公団等の法律の適用を受けるという意味の修正案と、それから復旧公社の予算案を提出いたまして、国会の承認を経て、できるだけすみやかにこの事業を開始したいというふうに考えておりました。が、この点に関しましても、法案あるいは予算の提出というようなことが非常に困難になりました、これもやむを得ず今のところ見送つているという状況でございます。しかしながらこれはどうしてもすみやかに動くようにならなければいけませんので、次の臨時国会には冒頭に提出できるように準備いたしたいと考えております。

予想されるものが大分残つておるといふ状況であります。これはいずれにいたしましても九十日の期間でありますて、八月九日が最終でありますので、それまでには全部出そろわぬであります。たゞしてこの審査をして認定しなければならぬであります。認定いたしました後に、今度は実際の公社の事業が始まるわけであります。つまり認定によつてこの復旧公社に参加するものは、状況によつて十四ないし二十円という例の法律の負担金を納付することになるのであります。従いまして、公社の実際の活動も現在のところ何らできないような状況でありますけれども、まだこの八月、九月の初めくらいまでは実際的の害はないとの考えております。それから現在申請を手控えております炭鉱の意向といたしましては、この法律自体にいろいろ問題がございますが、今後の法律の取扱いいかんによつては申請を出そうといふような気構えもありまして、そういう点で迷つてゐる向きがあるのであります。そういう関係からいたしましても、本国会に法律の修正案を出しまして、最後的な見通しをはつきりつけたいと考えておりますが、これに対する問題といったしましては簡単に申しますと、現在の法律で予定されております收入の総額が、国家の公共事業費等の補助金を加えましても、現在一応五十億と予定されております被害額を復旧するのに不足しておるといふようなどころから、いろいろな考慮が出来るのでありますて、この点をどういうふうにするかといふことが、今後次の国会に修正案を出すときまでに十分検討してきめなければならぬ問題で

あります。この点は、この法案自体が、最初の政府原案とかわりまして、国会で修正された関係もありますので、なか／＼いろいろむずかしい問題もありますし、当委員会の御協力によりまして、また修正案等も十分考えたいというふうに考えております。

○小金委員長 これにて一席当局の説明は終りました。これについていろいろ御質疑または御意見等もあることと存じますが、この際懇談会の形で進めたいと思います。

明二十二日は午後一時からさらに調査を続行いたしまして、地方財政委員会、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、建設省及び経済安定本部等、各省所管の問題につきましても検討を加えることといたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

〔参照〕

日本製鉄株式会社法廃止法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年八月四日印刷

昭和二十五年八月五日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 府